

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第71条第3項中「柔道、剣道及び逮捕術の」を削る。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。